

2021年度FPに関する制度改正資料

2021年4月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
 FP試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
 なお、該当ページには、2020年度版AFPテキストの該当ページを記載しています。

<金融資産運用設計>

1. 金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）が改正され、「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」に名称が変更されます。

金融サービスの利用者の利便の向上および保護を図るため、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）が改正され、「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」に名称が変更されます。改正法は公布の日（2020年6月12日）から1年6ヵ月を超えない範囲内で施行される予定となっています。

該当ページ P186～188 （参考）ライフプランニングP9、リスクと保険P134

<不動産運用設計>

1. 土地の売買による所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用期限が延長されました。

土地の売買による所有権移転登記における登録免許税率の軽減措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2021年3月31日	2023年3月31日

該当ページ P94

2. 相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置が延長・拡充されました。

相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限が延長されるとともに、措置の内容が拡充されました。

改正前	改正後
相続により土地の所有権を取得した者が所有権の移転登記を受けないまま死亡した場合に、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に、その者の相続人等がその死亡した者を登記名義人とするために行った所有権の移転登記については登録免許税が免除される。	相続により土地の所有権を取得した者が所有権の移転登記を受けないまま死亡した場合に、2018年4月1日から2022年3月31日までの間に、その者の相続人等がその死亡した者を登記名義人とするために行った所有権の移転登記については登録免許税が免除される。また、2021年4月1日から2022年3月31日までの間に表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記についても登録免許税が免除される。

該当ページ P94

3. 宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例の適用期限が延長されました。

宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準を固定資産税評価額の2分の1とする特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2021年3月31日	2024年3月31日

該当ページ P96

4. 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例の適用期限が延長されました。

住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2021年3月31日	2024年3月31日

該当ページ P96

<ライフプランニング>1. すまい給付金の対象となる住宅の引渡し・入居期限の延長および床面積要件が緩和されます。

注文住宅の新築の場合は、2020年10月1日から2021年9月30日までに、分譲住宅・既存住宅取得の場合は、2020年12月1日から2021年11月30日までに契約した場合、すまい給付金の対象となる住宅の引渡し・入居期限の延長および床面積要件が次のように緩和されます。

	改正前	改正後
住宅の引渡し・入居期限の延長	2021年12月31日	2022年12月31日
床面積要件の緩和	50㎡以上	40㎡以上

該当ページ P79

<リタイアメントプランニング>1. 国民年金保険料が改正されました。

2021（令和3）年度の国民年金保険料は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,610 円
---------	-------------

該当ページ P81

2. 老齢基礎年金の額（満額）が改正されました。

2021（令和3）年度の老齢基礎年金の額（満額）は次のとおりです。

老齢基礎年金の額（満額）	780,900円
--------------	----------

該当ページ P93、P107

3. 振替加算の額が改正されました。

2021（令和3）年度の振替加算の額は次のとおりです。

振替加算の額	224,700円～15,055円※
--------	-------------------

※振替加算の額は、振替加算が加算される老齢基礎年金の受給権者の生年月日によって異なります。

該当ページ P95

4. 老齢厚生年金の定額部分の計算における単価（「1,628円×改定率」の額）が改正されました。

2021（令和3）年度の老齢厚生年金の定額部分の計算における単価は次のとおりです。

2021（令和3）年度単価	1,628円
---------------	--------

該当ページ P103

5. 加給年金額が改正されました。

2021（令和3）年度に加給年金額は次のとおりです。

65歳未満の配偶者	224,700～390,500円※
子	2人目までは1人につき224,700円 3人目以降は1人につき74,900円

※配偶者の加給年金には、受給権者の生年月日によって特別加算がありますが、表の金額は特別加算も含めた金額です。

該当ページ P106

6. 障害基礎年金の額が改正されました。

2021（令和3）年度の障害基礎年金の額は次のとおりです。

障害等級1級	976,125円
障害等級2級	780,900円
子の加算額 (1級・2級共通)	2人目までは1人につき224,700円 3人目以降は1人につき74,900円

該当ページ P128

7. 障害厚生年金の配偶者の加算額（加給年金額）が改正されました。

2021（令和3）年度の障害厚生年金の配偶者の加算額は次のとおりです。

配偶者の加算額 (1級・2級共通)	224,700円
----------------------	----------

該当ページ P130

8. 障害等級3級の障害厚生年金の最低保障額が改正されました。

2021（令和3）年度の障害等級3級の障害厚生年金の最低保障額は次のとおりです。

最低保障額	585,700円
-------	----------

該当ページ P130

9. 遺族基礎年金の額が改正されました。

2021（令和3）年度の遺族基礎年金の額は次のとおりです。

遺族基礎年金の額	780,900円
子の加算額	2人目までは1人につき224,700円 3人目以降は1人につき74,900円

該当ページ P134

10. 寡婦年金の受給要件の一部が改正されました。

以前は、「死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったことがない」が受給要件の一つであり、夫の障害基礎年金の受給権発生月と死亡月が同月のときは障害基礎年金の受給権が発生しているため、寡婦年金を受給できませんでした。

2021年4月1日以後に夫が死亡した場合はこの要件が「死亡した夫が障害基礎年金を受給していない」に改正され、夫が障害基礎年金を受給せずに死亡した場合（障害基礎年金の受給権発生月と死亡月が同月のとき）でも、寡婦年金の受給要件の一つを満たすことになりました。

該当ページ P135

11. 中高齢寡婦加算の額が改正されました。

2021（令和3）年度の中高齢寡婦加算の額は次のとおりです。

中高齢寡婦加算の額	585,700円
-----------	----------

該当ページ P140

<リスクと保険>1. 地震保険の総支払限度額が引き上げられました。

地震保険において、1回の地震等による総支払限度額が12兆円に引き上げられました。

	改正前	改正後
総支払限度額	11.7兆円	12兆円

該当ページ P103

2. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）の契約に係る規定が新設されました。

会社法の改正（2021年3月1日施行）により、施行日以後に株式会社が会社役員賠償責任保険の契約を締結（更新を含む）する場合は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議が必要となります。

該当ページ P118

<タックスプランニング>1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が延長・拡充されました。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例（控除期間13年の特例）について、所定の要件を満たす場合に適用期限が延長されるとともに、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下のときは床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋も特例の対象となりました。

改正前	改正後						
<p>消費税率10%が適用される家屋を取得等した個人が、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の適用期間が3年延長され13年間となる。</p> <p><11年目～13年目の控除額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>下記①と②のいずれか小さい金額</p> <p>①「住宅借入金等の年末残高*×1%」</p> <p>②「(住宅の取得等の対価の額または費用の額－住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等)*×2%÷3」</p> <p>※一般の住宅は4,000万円、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅は5,000万円が上限</p> </td> </tr> </tbody> </table>	控除額	<p>下記①と②のいずれか小さい金額</p> <p>①「住宅借入金等の年末残高*×1%」</p> <p>②「(住宅の取得等の対価の額または費用の額－住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等)*×2%÷3」</p> <p>※一般の住宅は4,000万円、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅は5,000万円が上限</p>	<p>消費税率10%が適用される家屋（下記の区分に応じて定められた期間内にその契約が締結されているもの）を取得等した個人が、2021年1月1日から2022年12月31日までに居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の適用期間が3年延長され13年間となる（11年目～13年目の控除額は改正前と同様）。また、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合、40㎡以上50㎡未満の家屋も対象となる。</p> <p><契約期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住用家屋の新築</th> <th>既存住宅の取得・増改築等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年10月1日～ 2021年9月30日</td> <td>2020年12月1日～ 2021年11月30日</td> </tr> </tbody> </table>	居住用家屋の新築	既存住宅の取得・増改築等	2020年10月1日～ 2021年9月30日	2020年12月1日～ 2021年11月30日
控除額							
<p>下記①と②のいずれか小さい金額</p> <p>①「住宅借入金等の年末残高*×1%」</p> <p>②「(住宅の取得等の対価の額または費用の額－住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等)*×2%÷3」</p> <p>※一般の住宅は4,000万円、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅は5,000万円が上限</p>							
居住用家屋の新築	既存住宅の取得・増改築等						
2020年10月1日～ 2021年9月30日	2020年12月1日～ 2021年11月30日						

該当ページ P81、P107 （参考）ライフプランニング P78

2. 中小企業者等についての法人税の軽減税率の適用期限が延長されました。

中小企業者等について、所得金額のうち年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の適用期限が延長されました。

改正前		改正後	
税率		税率	
2018年4月1日から2021年3月31日までに開始する事業年度	2021年4月1日以後に開始する事業年度	2018年4月1日から2023年3月31日までに開始する事業年度	2023年4月1日以後に開始する事業年度
15%	19%	15%	19%

該当ページ P157

＜相続・事業承継設計＞

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が見直されました。

2021年3月31日までの非課税限度額が同額で延長され、2021年4月1日から2021年12月31日（適用期限）までの間、省エネ等住宅については1,500万円、それ以外の住宅については1,000万円となりました（住宅用家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合。消費税率10%が適用されない場合の非課税限度額は別途定めあり）。

また、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下である場合、取得等する住宅の床面積は40㎡以上50㎡未満も対象となりました。

該当ページ P97、98 （参考）ライフプランニング P76

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が見直されました。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、本措置）の適用期限が、2023年3月31日まで延長されました。

また、2021年4月1日以後に本措置の適用を受けて贈与する教育資金について、その契約期間中に贈与者が死亡して教育資金の残額がある場合には、その残額のすべてが相続財産へ加算されることとなりました（贈与者の死亡時点で受贈者が23歳未満であったり、学校等に在学していたりする場合等を除く）。さらに、受贈者が贈与者の孫等である場合、その残額は相続税額の2割加算の対象になります。

該当ページ P99、100

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が見直されました。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、本措置）の適用期限が、2023年3月31日まで延長されました。

また、契約期間中に贈与者が死亡して結婚・子育て資金の残額がある場合には、その残額のすべてが相続財産へ加算されますが、2021年4月1日以後に本措置の適用を受けて贈与する結婚・子育て資金については、受贈者が贈与者の孫等である場合、その残額は相続税額の2割加算の対象になります。

該当ページ P101

以上